下松市クーリングシェルター募集要項

１ 趣旨

熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

このたび、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間施設を募集します。

２ 募集要件

（１）市内に所在する施設であること

（２）適当な冷房設備を有すること。

（３）開放可能日において一般に開放することができること。

（４）利用者が滞在する際、適切な空間を確保できること。

※　施設の開放可能日と開放の時間帯は、施設の通常の営業日及び営業時間の範囲内で協力いただける範囲の時間とします。

３ 実施内容

　クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。

1. 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示
2. 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）

（３） 冷房設備の適切な管理

※　休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。

４ 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで）。

５ 募集期間

　　随時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、翌年度の施設運用期間の際　　　の指定となります。

６ 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、下松市健康増進課へ持参又は郵送、電子メールのいずれかの方法によって、下松市健康増進課へ提出してください。

７ 申込後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

1. 応募内容の審査
2. 市と施設管理者で協定内容の協議
3. 協定書の締結
4. クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
5. クーリングシェルターの運用開始

８　物資の配付、情報の提供

1. クーリングシェルターのマークの表示看板の提供
2. 熱中症に関する資料の配付
3. 熱中症特別警戒アラートの発表時の情報提供

下松メールの登録をお願いいたします（下松市公式LINE登録も可）。

９　その他

1. 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
2. 利用者の対応は各施設でお願いします。

応募・問い合わせ先　〒744-0025　下松市中央町２１番１号

　　　　　　　　　　下松市　健康福祉部　健康増進課

　　　　　　　　　　TEL　0833-41-1234